

関稅定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（案） 参照条文

関稅定率法等の一部を改正する法律（平成十八年三月三十一日法律第十七号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（五）（省略）

六 第五条中関稅法第十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十六条の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第六十七条の二の改正規定、同法第九十七条の改正規定、同法第一百三十三条の改正規定、同法第一百四十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百五十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十六条の改正規定及び同法第一百七十七条の改正規定（「第九十九条」を「第八十条の四」に改める部分及び「禁制品を輸入する罪・禁制品」を「輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物」に改める部分を除く。）並びに附則第七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

七（省略）

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第七条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十九条まで」の下に、「第二十条の二第一項及び第二項」を加え、「及び第二十五条」を「並びに第二十五条」に改め、同項ただし書中「第十五条第一項及び第二項に規定する入港届及び積荷目録」を「第十五条第三項及び第九項に規定する入港届（同条第一項及び第七項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面（次項において「積荷目録」という。）を含む。）」に改め、同条第四項中「第二十条」の下に、「及び第二十条の二第三項」を加える。